



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月9日火曜日 第2023号

◇ 目 次 ◇ 告 示

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正	1299
基本測量の実施の通知	1299
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	1299

土地改良区役員の就退任の届出	1302
道路の供用開始（県道六軒家石手線）	1303
開発行為に関する工事の完了	1303
市営土地改良事業の施行の同意	1303
雑 報	
公示送達	1303

告 示

○愛媛県告示第1709号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 県税全税目及び地方法人特別税</p> <p style="padding-left: 20px;">イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 県税全税目及び地方法人特別税</p> <p style="padding-left: 20px;">イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p>	<p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 県税全税目_____</p> <p style="padding-left: 20px;">イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 県税全税目_____</p> <p style="padding-left: 20px;">イ・ウ 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p>

○愛媛県告示第1710号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間 平成20年12月9日から

平成21年3月27日まで

- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第1711号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び

西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年12月9日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ガルバ興業
今治市波方町樋口甲 991 番地
代表取締役 菊川満男

2 事業場の名称及び所在地

株式会社ガルバ興業
西条市北条 962 番59

3 特定施設に関する事項

(1) 大釜ライン

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1月当たり鋼材 5,000 トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 2~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 39 最大 44
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 127 最大 147
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 41 最大 77
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 206 最大 226	

(2) 小釜ライン

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1月当たり鋼材 500 トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	

工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7 最大 7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 14
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 49 最大 91
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 32 最大 32	

(3) ふかしライン

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1月当たり治具 500 トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4~5 最大 3~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 48 最大 67
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.05 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 16 最大 16

(4) パーカーライン

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1月当たり鋼材500トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~7 最大 4~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 128 最大 171
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 48 最大 48

(5) スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第63号 水廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり4,400立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月

使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		18時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 10	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 12	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 32	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.05	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8 最大 8	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 凝集沈殿処理

工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後5ヶ月	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
処 理 施 設 の 種 類		化学処理及び物理処理	
処 理 施 設 の 型 式		中和、曝気及び凝集沈殿方式	
処 理 施 設 の 構 造		コンクリート製他	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 16メートル 横 22.75メートル 高さ 8メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1時間当たり20立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		中和、曝気、凝集沈殿及び砂ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		18時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 9 最大 8~10

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 40	通常 15.0 最大 27.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 20.0 最大 31.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.0 最大 65.0	通常 29.7 最大 60.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 25.0	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 320 最大 340	通常 320 最大 340

(2) 最終中和処理

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後5ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種 類	化学処理
処理施設の型 式	中 和
処理施設の構 造	コンクリート製他
処理施設の主要寸法	縦 2.8メートル 横 5.2メートル 高さ 3メートル
処理施設の能 力	1時間当たり20立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中 和
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	18時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9 最大 8~10	通常 7 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.3 最大 28.8	通常 16.3 最大 28.8
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 30.0	通常 20.0 最大 30.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.9 最大 60.0	通常 28.9 最大 60.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.09 最大 2.3	通常 1.09 最大 2.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 350 最大 380	通常 350 最大 380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.3 最大 28.8
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 30.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.9 最大 60.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.09 最大 2.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 350 最大 380

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年12月9日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種 類	氏 名	住 所
理 事	本 田 演 昭	西条市福武甲29番地2
"	本 田 和 男	西条市福武甲107番地4
"	明 日 勇 雄	西条市福武甲1416番地1
"	明 日 信 雄	西条市福武甲1298番地
"	丹 澄 夫	西条市福武甲2060番地
"	浮 田 善 高	西条市福武甲1783番地
"	盛 実 昇	西条市福武甲1625番地3
"	藤 田 正 一	西条市福武甲1619番地1
"	山 本 朝 光	西条市福武甲986番地
"	金 子 明	西条市明神木58番地
"	加 藤 幸 一	西条市明神木93番地2
"	岩 間 勇 次	西条市大町1148番地
"	伊 藤 寅 市	西条市大町1260番地1
"	加 藤 喜 義	西条市大町979番地3
"	高 橋 元 正	西条市大町1058番地

"	日 野 喜 政	西条市大町1322番地 2
"	木 藤 計 広	西条市大町468番地13
"	加 藤 公 雄	西条市朔日市89番地
"	藤 田 利 高	西条市飯岡3188番地
監 事	野 間 和 幸	西条市福武1469番地
"	富 山 雅 夫	西条市大町1092番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 演 昭	西条市福武甲29番地 2
"	本 田 和 男	西条市福武甲107番地 4
"	明 日 勇 雄	西条市福武甲1416番地 1
"	明 日 信 雄	西条市福武甲1298番地
"	丹 澄 夫	西条市福武甲2060番地
"	丹 秋 男	西条市大町57番地 2

"	盛 実 昇	西条市福武甲1625番地 3
"	近 藤 秋 義	西条市福武甲944番地 4
"	金 子 明	西条市明神木58番地
"	加 藤 幸 一	西条市明神木93番地 2
"	長 坂 正 男	西条市大町1149番地 3
"	加 藤 喜 義	西条市大町979番地 3
"	高 橋 元 正	西条市大町1058番地
"	高 木 稔	西条市大町162番地 3
"	松 本 政 志	西条市大町340番地
"	日 野 喜 政	西条市大町1322番地 2
"	木 藤 計 広	西条市大町468番地13
"	矢 野 勝	西条市朔日市46番地
"	藤 田 利 高	西条市飯岡3188番地
監 事	野 間 和 幸	西条市福武1469番地
"	富 山 雅 夫	西条市大町1092番地

○愛媛県告示第1713号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲607番13から 同市石手五丁目甲533番 7 まで	平成20年12月9日

○愛媛県告示第1714号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年12月9日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
20中局建（開）第46号 平成20年12月1日	伊予市上野字土居1342番 2、1353番 6	伊予市上野1308番地 1 緒 方 裕 巳

○愛媛県告示第1715号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・迫目地区）の施行に平成20年11月28日同意した。

平成20年12月9日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

雑 報

○公示送達

河田弥四郎、宮下伊勢松、河田晋次郎、新谷常吉、谷村喜三郎、池田栄治、池田平治、松浦和二郎及び河田嘉一（愛媛県宇和島市三

間町務田 923 番 2 の土地登記名義人）

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第66条第 3 項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 5 条第 5 項の規定により、平成21年 1 月 5 日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成20年12月9日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成20年11月26日付け裁決書